

議案第44号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月12日提出

市川市長 田中 甲

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成11年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1 本行徳公民館使用料の表中

「

会議室	310円	940円	を
-----	------	------	---

」

「

第1会議室	310円	940円	に
第2会議室	230円	710円	

」

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

本行徳公民館の一部を新たに第2会議室として使用の用に供することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。